

別紙

福山市介護支援専門員更新研修受講費補助実施要領

1 目的

介護サービス事業者がその従業者である介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新に係る経費の一部を負担することにより、事業所自らが介護人材の定着に向けた環境整備に取り組むことを支援し、併せて介護サービスの質の向上を図る。

2 補助の対象事業者

- (1) 市内の介護保険法に基づく介護保険施設を運営する者及び介護保険事業を行う者のうち、介護予防支援、居宅介護支援、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の事業を行う者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (2) 次の事項がすべて確認できることを条件とする。

ア この補助金の対象となる者は、当該年度において介護支援専門員更新研修（介護支援専門員専門研修）Ⅰ、Ⅱ又は主任介護支援専門員更新研修の対象者であり、福山市に所在する本市の指定を受けた、補助事業者が運営する事業所又は施設において介護支援専門員として介護（予防）サービス計画の作成を行っている者または主任介護支援専門員として業務に従事している者とする。

イ 補助事業者が資格取得のための支援（研修受講に係る費用負担）を実施していること。

ウ 介護職員等処遇改善加算を算定していること。

3 補助事業の内容等

- (1) 事前登録を受けようとする年度（以下「登録年度」という。）内に修了する（主任）介護支援専門員更新研修を受講させる際に補助事業者が負担した費用のうち、当該研修を修了した従業者に係るものについて、当該費用の2分の1を補助する。ただし、他で当該費用について助成を受けていない者に限る。

- (2) 補助対象となる費用は、補助事業者が研修機関に直接支払った受講料及びテキスト代又は従業者若しくは従事予定者が負担した受講料及びテキスト代に対して補助事業者が当該従事者等に支払った研修費とする。ただし、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限る。また、費用の支払いは申請年度中に完了しなければ補助対象とならない。

- (3) 研修を受講する従事者の雇用形態は、常勤・非常勤職員を問わない。従事予定者の場合は、研修終了後、「福山市介護支援専門員更新研修費補助金交付申請書」（様式第3号、以下「補助金交付申請書」という。）提出時点において既に雇用済み又は雇用が確定していることとする。ただし、既に（主任）介護支援専門員の業務に従事している又は研修修了後に（主任）介護支援専門員としての業務に従事予定であることを条件とする。

4 申請手続

- (1) 補助事業者は、研修受講の前に「福山市介護支援専門員更新研修費補助金交付申請事前登録届」（様式第1号、以下「登録届」という。）を市へ提出し、交付の事前登録を受ける。
- (2) 市は、補助事業者から登録届の提出があった場合は、内容を審査し、予算の範囲内であれば「福山市介護支援専門員更新研修費補助金交付申請事前登録通知書」（様式第2号）を補助事業者へ送付する。
- (3) 補助事業者は、研修修了後、補助金交付申請書に別表に定める書類を添えて市へ提出する。
- (4) 市は、補助金交付申請書等の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。
- (5) 補助事業者は、「福山市介護支援専門員更新研修費補助金請求書」（様式第4号）を市へ提出する。

5 その他

- (1) 交付申請は（主任）介護支援専門員更新研修修了後1か月以内若しくは登録年度の3月31日のいずれか早い時期までに必ず行うこと。
- (2) （主任）介護支援専門員更新研修の期間が登録年度の3月31日を超えて修了する者は当該年度の補助金の対象とならない。
- (3) 事前登録は、（主任）介護支援専門員更新研修受講開始前に行わなければならない。
ただし、やむを得ない理由により開始前に登録ができない場合は理由書（様式は任意とする。）を提出し、（主任）介護支援専門員更新研修修了日までに行うこととする。
- (4) （主任）介護支援専門員更新研修に係る費用を補助事業者が直接負担するのではなく、職員へ支給する場合は、職員への支払いが明確であるもの（領収証等）を残すこと。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年（令和６年）６月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

別表

補助金交付申請添付書類	
① 福山市介護支援専門員更新研修費補助金交付申請事前登録通知書（様式第2号）	
② 福山市介護支援専門員更新研修費補助金交付申請書（様式第3号）	
③ 福山市介護支援専門員更新研修費補助金所要額（精算額）調書（様式第3号の（1））	
④ 受講経費の領収書（写し）	
ただし、以下の事項が全て確認できるもの	
1 （主任）介護支援専門員更新研修事業者の名称	
2 （主任）介護支援専門員更新研修の受講に要した経費であること（ただし、補講に要した経費は除く）	
3 受講者の名前	
4 宛名（受講者本人若しくは補助事業者宛てのものに限る）	
⑤ 職員に研修費を給付した場合、その事実を確認できる書類	
（給与明細又は、受講者本人が研修費を受け取ったことがわかる領収証等の写し。	
ただし、補講に要した経費は除く。）	
⑥ （主任）介護支援専門員更新研修修了証明書の写し	
⑦ 支払相手方登録依頼書（既に本市において口座登録をしている場合は不要。）	
※上記の④・⑤については、どちらか一方の書類を提出すること。	